発行所 新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表 (6) 2111番
新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市湊町通二ノ丁2609
編集人 佐野武一
新潟市沼垂1962
印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話 (2) 8128番
毎月一回5日発行
定価 一部3円

やむを得ない国保料金の値上げ

11月1日から平均2割

国民健康保険料値上げを内容とする条例の改正その他の問題について審議するための議会臨時会は、十月三十日に開会されましたが、その議案はそれぞれ各常任委員会に付託され慎重に審議されました上十一月一日再開された本会議に於て正式に可決されました。これによつて、国民健康保険料は十一月一日から平均約二割の値上げをすることとなり市民の皆さんに多大のご負担を願わなければなりませんが、以下市の国民健康保険事業財政の実態についてご説明申し上げご協力をお願い申し上げる次第であります。

市の国民健康保険は、事業を開始してから満七年余を経過いたしましたが、その間被保険者の皆さんから絶大なるご協力をいただき順調な運営をつづけてまいりました。しかしながら昭和三十年度に至り国民健康保険法の改正による国庫補助金の減額並びに新潟市大火による保険料の減額及び療養費の増嵩による支出増などにより収支にアンバランスを生じ、遂に七五〇万円余の赤字を出すに至りました。

療養費の増嵩は、医療内容の進歩及び利用度の上昇などによる社会保険全般にわたる趨勢でありまして、昭和三十一年度におきましては、月平均一、八〇〇万円を超える現況であり、本年度末には約四、三〇〇万円程度の赤字が見込まれる予想であります。なおこのままの状態でゆきますと逐年この赤字は累積してこの制度の継続をも危うくするものと考えられますが、市民福祉の重要性に鑑みこの制度を存続する方針のもとに、市及び議会といたしましては、その対策に根本的検討を加え極力事務的諸経費の節減をはかり、国庫補助金増額運動を積極的に行うとともに一般会計繰入金一、〇〇〇万円を増加するなど各般に亘つて研究を重ねたのであります。しかしながらこのような諸対策を実施いたしてもなお且つ三、一〇〇万円程度の赤字が見込まれ甚だやむを得ないことでありますが、今回十一月以降の保険料を平均約二割の値上げを実施することになつたものであります。

なお関係者といたしましては、今後も運営全般に徹底的な検討を加え本市の国民健康保険制度育成に努力する決意でありますので市民皆さんのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

十一月以降の月額保険料の算定基礎は次のとおりとなります。

人頭割 一人 二十五円

平等割 一世帯四十五円

所得割 市民税に按分

市民税百円につき四円二十三銭（世帯内に市民税を納める者が数人の場合は合算。但し市民税中の均等割を控除）

資産割 固定資産税（土地家屋）に按分

固定資産税百円につき一円十六銭

最低、最高の保険料

最低は人頭割、平等割のみで月額七十円

最高は人頭割、平等割、資産割、所得割の合計で月額三千円

療養担当者の契約解除について

本年十一月一日付をもつて、新潟市国民健康保険と次の療養担当者との契約を解除しましたのでお知らせいたします。したがつて十一月一日からこの医院にお罹りの場合は全額自費負担となりますのでご了承下さい。

新潟市医学町通一番町五八番地
肛門病科、外科、内科
渡部医院、渡部泰輔
渡部貫司

解説 新しい教育委員会制度とは

十月一日から、新らしく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行されました。

この法律の主なる点は次のとおりであります。

一、教育委員会の委員は、今まで公選制でしたが、こんごは地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することになりました。

二、教育長は、教育委員のうちから県教育委員会の承認を得て任命することになりました。

三、教育行政と一般行政を通して、全体の調和をはかるため今まで教育委員会が持つていた、予算の編成権などの権限をけずり、教育予算の編成及び執行、教育財産の取得及び処分あるいは契約などについては、地方公共団体の長が権限を持つようになりました。

四、市町村教職員の任免は、今まで市町村教育委員会が行つていましたが、これからは、県教育委員会がこの人事権をもち、市町村教育委員会の内申によつて、教職員の任免その他の進退を行います。

五、国、県、市町村一体の教育体系を樹立するとともに文部大臣が、直接、地方教育行政を指導することになりました。すなわち、文部大臣は、県又は市町村に対し、県教育委員会は市町村に対し、事務処理上必要な指導、助言または援助を行うこととしたほか、教育関係事務の違反事項や、教育本来の目的に害があると思われることがらについて、是正あるいは改善するための処置を要求できるよう規定されています。

なお本市の教育委員は次のとおりであります。

委員長 小沢国治
委員長職務代理者 松井敬
委員 島居恵二
委員 笠原貞造
教育長 藤沢光雄

今月の納税

都市計画税 第2期

納期限 11月30日

上記のとおり第2期の納期がまいりました。何卒お忘れなく納期間に完納下さるようお願いいたします。

各年度における歳入歳出決算

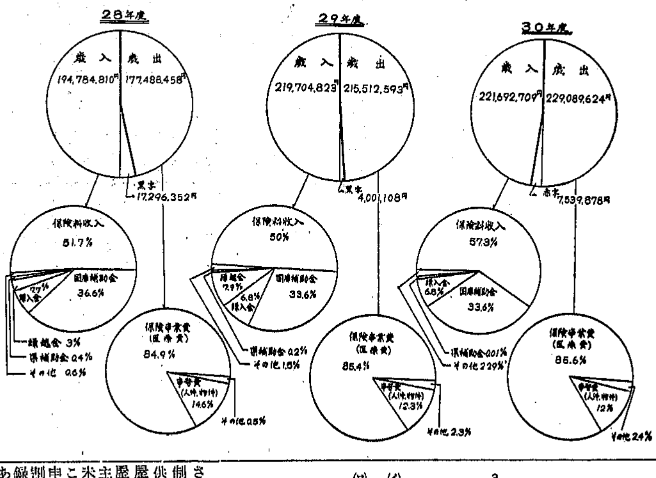

9月中の人口動態

出生	[illegible]
死亡	118 〃
死産	38 〃
婚姻	92 〃
離婚	18 〃

11月20日 お米屋さんの登録替

希望者は手続して下さい

ことし第二回目のお米屋さんの登録変更の申請期日が決まりましたので、希望されるご家庭は次の要領で手続きをして下さい。

一、登録変更の申請期日
十一月二十日（一日間）午前九時から午後五時まで。

二、登録する場所
消費者の所属する市役所（商工課）及び各支所、出張所

三、申請の手続

1 米屋さんをかえたい方（その世帯の代表者）は、申請期日にご自分で登録所に印鑑（お手もとに通帳のある方は通帳と共に）を持参して下さい。

2 米屋さんに保管してあつた購入通帳（職場配給加配を除く）は、全部所属する市役所（商工課）又は支所、出張所で登録期間中お預りしています。もし変更ご希望の方はお渡ししますから申し出て下さい。

3 購入通帳を提示して係員から届出用紙をもらつた上その場所で次のことを記入押印して係員に提出して下さい。

(イ)住所、世帯主の氏名、世帯人員数
(ロ)いままで登録していた米屋さんの名前
(ハ)新たに登録したい米屋さんの名前
(ニ)登録変更の理由（簡明に記入）
(ホ)配給代金貸借関係欄
◉いままで米屋さんに買掛金のない場合は押印して下さい。
◉買掛金がある場合は全部精算してから変更して下さい。

4 職場加配関係の場合も右の方法に準じます。

5 登録変更の申請は、他の世帯のものを代理して行うことはできません。

四、米屋の切替日
右の登録変更手続が終つた場合は、十二月一日から切替になります。

家を建てるには道路のある場所で

昨年の大火後本市の住宅建築は、市内から郊外へと急激に延びてきました。市でも都市計画事業として道路の新設整備を着々実行に移しておりますが、一般の方で宅地を求められる人又は家を建てられる人は次の点について留意していただきたいと存じます。

それは建築敷地に四米以上の道路がなければ建物の確認（元の許可、認可等のこと）が受けられないということです。必ず道路のあるところで計画して下さい。

この道路とは、市道に限らず知事より道路位置の指定を受ければよいのであります。

この規定は増改築にも適用されますが道路に接しない建物ができると避難上はもとより、今後市の発展を阻害するので家を建てられる人は勿論土地の売買あつせんの方や測量士等におきましても特にこの点に留意して下さい。

なおこのほかにもいろいろ細部の規定がありますので県又は市の建築課にご相談下さるようお願いいたします。

米飯を提供する業者にお知らせ

十月一日より既に実施されております米穀配給制度合理化に伴う米飯提供者（仕出し屋、料理屋、食堂、旅館、寿し屋）の登録並びに業務用主要食糧割当申請書等を未だに提出していないところがありますが、この申請を怠ると業務用配給割当を停止するか又は登録を取消されるおそれもありますので未提出の業者の方は次の申請書を至急市役所商工課に提出して下さい。

一、業務用米穀買受承認申請書 二部（仕出し屋のみ）
二、業務用主要食糧購入通帳交付申請書 一部
三、業務用米穀購入割当申請書 二部

右の申請用紙は市役所商工課にありますからご利用下さい。

お米の配給について

お米の一般配給で、従前ありました年令別の配給基準量が廃止になり、十一月一日から次のとおり配給されておりますのでお知らせいたします。

一、配給基準量
一人一日当り一律に精米三六五瓦

二、配給日数（月当り）
基本配給 一〇日
希望配給 一〇日
その他に外米の希望配があります。

三、配給価格（精米一〇キロ当り）

区分	搗精度 七分搗米	搗精度 完全白米	備考
基本配給	七六五円	七九〇円	改正前は、配給米を精白した場合搗減りとして三〇〇瓦前後差引かれて配給されておりましたが現行は正味一〇キロ当り上記の価格で配給になつております。
希望配給	七九五円	八二〇円	
準内地米		七五〇円	
外米		上 六三〇円 並 五六〇円	

11月20日 北蒲原土地改良区総代選挙

有権者は必ず投票して下さい

任期満了に伴う北蒲原土地改良区総代選挙が来る十一月二十日に執行されます。この選挙に関係のあるところは、新潟市では濁川支所、松浜支所、南浜支所の区域だけでありますが、近く有権者の方に入場券が配付されますので、十一月二十日にはお忘れなく投票して下さい。

市議会の活動

十月一日から十一月一日までにおける市議会の活動状況は次のとおりであります。

十月二日
国保問題についての厚生委員会（懇談会）
建設委員会所管に関する施設の視察

十月三日
厚生委員会所管に関する施設の視察

十月四日
総務文教委員会所管に関する施設の視察

十月五日
総務文教委員会所管に関する施設の視察

十月六日
図書運営についての図書運営委員会

十月十二日
諸報告についての経済委員会
国保問題についての厚生委員会（懇談会）
国際貿易についての国際貿易理事会

十月十五日
国保問題についての厚生委員会（懇談会）
町村合併陳情についての総務文教委員会

十月十九日
議長諸報告についての各派世話人会

十月二十二日
町村合併陳情についての総務文教委員会

十月二十三日
国保問題についての厚生委員会（懇談会）

十月二十九日
国保問題についての厚生委員会（懇談会）
町村合併陳情についての総務文教委員会
議会臨時会運営についての各派世話人会

十月三十日
対岸貿易問題等についての経済委員会
議会臨時会運営についての各派世話人会
全員協議会
議会臨時会
付託議案審議についての厚生委員会、建設委員会

十月三十一日
付託議案審議についての厚生委員会、総務文教委員会
議会臨時会運営についての各派世話人会
全員協議会
議会臨時会（再開）

十一月一日
市営競馬についての競馬競輪特別委員会
付託議案審議についての厚生委員会
議会臨時会運営についての各派世話人会
全員協議会
議会臨時会（再開）
国際貿易についての国際貿易理事会